

令和7年度 京都市立大塚小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条及び京都市いじめの防止等に関する条例（平成26年条例第16号）第10条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

- ・ **構成** ※緊急対応時はこの限りではない。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年担当教員・養護教諭
教育相談主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

- ・ **役割**

- ・ 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・ 未然防止対策、早期発見・事案対処に向けての対策等の検討。
- ・ 各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- ・ いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・ 重大事態に対する判断と対応
- ・ 関係機関、専門機関との連携対応

- ・ **開催時期**

定例委員会は、月1回月曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない）

- ・ **児童・保護者への周知方法等**

全校朝会（5月）
学級指導
ホームページ掲載により、周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

ア 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・学習環境の整備

- ・必要のないものが片付き、常に整理整頓された教室及び校舎とする。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

・授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

・道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。人権部と関連させ、毎月25日前後に全校一斉に道徳学習を行う。
- ・人権啓発参観や保健室及び保健学習と関連させ「性・生に関する教育」の内容を取り上げた参観で、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「特別の教科 道徳」等を実施し、保護者に理解や協力を求める。

・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・11月の人権週間の際、人権標語を作成する。また、行った活動内容について3月には全校で発表を行う。人権標語についてはPTAと連携し、保護者にも呼びかけて作成する。
- ・各学年の人権のテーマに合わせて、ゲストティーチャー（地域の方も含む）に来ていただき、理解と認識の深まりを図る。（11月～1月）

・児童同士の絆づくり

- ・異年齢集団での全校児童集会（たてわり活動）の交流を月に一度行い、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（遠足や運動会）を通して人間関係づくりを行う。

イ いじめの早期発見・積極的認知のための措置

・ 日常の児童に関する情報共有

- ・ 生徒指導主任は日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、各学年担当教員等を通して全教職員で共有する。
- ・ 週1回の学年会の場で児童の様子について定期的に共有する。

・ 児童に対する定期的な調査

- ・ いじめ記名式アンケートを6月、10月に実施。
- ・ 学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。
- ・ 各担当は必ずアンケートの結果を把握し児童の観察を行ったうえで、教育相談活動を積極的に行う。

・ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・ いじめ記名式アンケートから分かった児童の実態を学年及び学校全体で共有するために研修をもつ。
- ・ それぞれの現状からの対応策を交流し、実践する。

ウ いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・ 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会ははじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

・ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

最終ページのフローチャート図を参照

・ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ 「非行防止教室」や「ケータイ教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ 低・中学年から系統立ててケーススタディを行う。
- ・ ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

・ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ いじめが「解消している」と安易に考えることなく、継続した見守りをする。
- ・ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察をする。
- ・ いじめ対策委員会で経過観察の情報共有を行う。

エ 教職員の資質能力向上の取組

・内容

- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の早期対応及び適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・①「大塚小学校いじめの防止等基本方針の徹底」②「教職員のいじめに対する意識向上」③「学級経営に関わる指導力の向上」④「事例を基にした実践研修」⑤「アンケート結果を基にした研修」を行う。

・実施時期

- ・4月、8月、2月に行う生徒指導研修会時に実施。

4 保護者・地域、関係機関との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「大塚小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

5 重大事態への対処

・基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会ははじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

・重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)が主なものであるが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 生徒指導研修会 人権教育研修会 ○「学校いじめの防止等 基本方針」の共通理解	にこにこの日		家庭訪問
5	いじめ対策委員会 指導交流	にこにこの日 全校集会 (人権集会) 5年山の家 宿泊学習	教育相談	学校だよりで憲法月 間について伝える
6	いじめ対策委員会 (アンケート結果共有)	にこにこの日 全校集会 情報モラル教室 (5・6年)	いじめに関する アンケート実施 教育相談	授業参観(休日参観)
7	いじめ対策委員会 (学校評価結果共有) 学校いじめ防止プログラムの 見直し	非行防止教室 (3・4年) にこにこの日 全校集会	児童による学校評価 学校評価アンケート	個人懇談会
8	生徒指導研修会 ○児童理解に関わる 指導力の向上 人権・研究研修会			
9	いじめ対策委員会 児童の実態交流	にこにこの日 全校集会		学校運営協議会
10	いじめ対策委員会 (アンケート結果共有)	にこにこの日 運動会 全校集会	いじめに関する アンケート実施 教育相談	運動会
11	いじめ対策委員会	にこにこの日 6年修学旅行 人権標語作成 全校集会	教育相談	人権啓発参観・懇談会 学校だよりで人権月 間について伝える
12	いじめ対策委員会 学校いじめ防止プログラムの 見直し	にこにこの日 全校集会		個人懇談会
1	いじめ対策委員会 (アンケート・シート結果共有)	にこにこの日 全校集会	いじめに関する アンケート実施	
2	いじめ対策委員会 生徒指導研修会 指導交流	にこにこの日 全校集会	児童による学校評価 学校評価アンケート	新1年半日入学 ・保護者説明会 授業参観 学級懇談会 学校運営協議会
3	いじめ対策委員会 年間の取組の見直し	全校児童集会 にこにこの日 全校集会 (人権集会)		

<いじめ事案に対する組織的な対応と流れ>

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 各学年担当 といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・学習規律の確立
- ・児童同士の絆づくり
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・コミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を含む授業改善
- ・全校一斉の道徳教育・人権教育の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から
- ・日頃の児童の見とりから

見逃しのない観察
変化への気付き

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応
ずれのない対応

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。（複数教職員間で事実確認の共有を行いながら）
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。
- いじめ対策委員会後、全体共有を行う。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導
見通しをもった指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 複数教職員で登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を継続して行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済)
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと (回復)
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。